

寒川町都市公園条例施行規則新旧対照表

現 行	改 正 案
(回数使用券) 第16条 (略) (加える)	(回数使用券) 第16条 (略) <u>2 指定管理者は、必要があるときは、町長の承認を得て、第30号様式に準ずる様式を用いることができる。</u>

附 則

この規則は、公布の日から施行する。